

○福島県中小企業・小規模企業振興基本条例

平成十八年十月十七日
福島県条例第百号

〔福島県中小企業振興基本条例〕をここに公布する。

福島県中小企業・小規模企業振興基本条例

(平二九条例四二・改称)

福島県の中小企業・小規模企業は、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに地域社会の担い手として、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、近年、国境を越えた経済活動の拡大とそれに伴う競争の激化、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など経済を取り巻く環境の変化が激しさを増し、本県の中小企業・小規模企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような厳しい環境の中で、新しい局面を切り開いていくためには、経営の革新や新事業の創出など新たな展開を図り、持続的発展を可能とする仕組みへと変革していくことが必要であり、中小企業者・小規模企業者には、そのための努力が求められている。同時に、中小企業・小規模企業は本県経済や地域社会において重要な使命を果たしていることから、県、市町村、中小企業・小規模企業団体、金融機関及び県民は中小企業・小規模企業の置かれた厳しい立場を理解し、その再生への努力に協力し、支援していくことが必要である。特に、経営資源の確保がより困難である小規模企業者については、多様な主体との連携及び協働を推進し、事業の持続的かつ多様な発展が図られるよう支援していくことが必要である。

こうした中で発生した東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)は、中小企業・小規模企業を取り巻く経営環境に深刻かつ重大な影響をもたらした。こうした経営状況から立ち上がり、これを乗り越えていくため、本県の中小企業・小規模企業の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

ここに、本県の中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念等を明らかにし、中小企業・小規模企業の意欲的で創造的な活動を支援することによって、本県経済の中核を担う中小企業・小規模企業が生き生きと躍動する福島県を築くため、この条例を制定する。

(平二五条例七一・平二九条例四二・一部改正)

(目的)

第一条 この条例は、本県の中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の果たすべき役割等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(平二九条例四二・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号。以下「基本法」という。)第二条第一項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。

3 この条例において「中小企業・小規模企業団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業・小規模企業に関する団体をいう。

4 この条例において「金融機関」とは、銀行、信用金庫その他の金融機関であって、県内に事務所を有するものをいう。

(平二九条例四二・一部改正)

(基本理念)

第三条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者・小規模企業者の自主的かつ創造的な事業活動が助長されることを旨として、推進されなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下に行われなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然その他の県内各地域が特性として有する地域資源の持続的な活用を図ることにより、推進されなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源の確保が困難であることを考慮するなど、その経営の規模及び形態に十分に配慮して推進されなければならない。

5 中小企業・小規模企業の振興は、県、市町村、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業団体、金融機関、県民及びその他関係する団体が参加し、連携し、及び協力することにより、推進されなければならない。

6 中小企業・小規模企業の振興は、東日本大震災による被害及び影響を克服するための不断の取組により、推進されなければならない。

(平二五条例七一・平二九条例四二・一部改正)

(県の責務)

- 第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、国、市町村、中小企業・小規模企業団体、金融機関及び大学等との連携により、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。
- 3 県は、国に対して中小企業・小規模企業の振興に関する施策の提言を行うよう努めるものとする。
- 4 県は、国、市町村及び大学等との連携により、中小企業・小規模企業を支える人材の育成に努めるものとする。

(平二九条例四二・一部改正)

(市町村の役割)

- 第五条 市町村は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関し、当該市町村の区域の自然的経済的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(平二九条例四二・一部改正)

(中小企業者・小規模企業者の努力等)

- 第六条 中小企業者・小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の持続的発展を図るため、地域の多様な主体との連携及び協働を通して、自主的にその経営の向上に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興及び個性豊かな地域社会の形成に貢献するよう努めなければならない。

- 2 中小企業者・小規模企業者は、その雇用する労働者が健康で充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、必要な雇用環境の整備に努めなければならない。
- 3 中小企業者・小規模企業者は、その経営能力の向上を図るため、中小企業・小規模企業団体への積極的な加入に努めなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業団体及び金融機関は、その活動を行うに当たっては、中小企業・小規模企業の振興に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(平二九条例四二・一部改正)

(県民の理解と協力)

- 第七条 県民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化と県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、その健全な発展に協力するものとする。

(平二九条例四二・一部改正)

(基本方針)

- 第八条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者・小規模企業者の経営の革新(基本法第二条第二項の経営の革新をいう。)の促進及び経営資源(同条第四項の経営資源をいう。)の確保を図ること。
- 二 中小企業・小規模企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。
- 三 中小企業・小規模企業の国内外における販路の開拓及び円滑な事業の展開を支援し、受注機会の増大を図ること。
- 四 工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合に、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めること。
- 五 中小企業・小規模企業の創業、中小企業者・小規模企業者の新たな事業の創出及び円滑な事業の承継等の促進を図ること。
- 六 産学官の連携による研究開発を強化することにより、中小企業・小規模企業への技術移転、事業化の促進等を図ること。
- 七 企業立地を促進することにより、新たに立地した企業と当該地域の中小企業・小規模企業との有機的な連携を強化し、産業集積の促進を図ること。
- 八 中小企業・小規模企業の事業活動を担う人材の育成を図るとともに、若年者の就職及び定着、女性及び高齢者の能力活用等を促進し、人材の確保を図ること。
- 九 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)」に配慮した中小企業・小規模企業の雇用環境の整備を促進すること。
- 十 安心して子どもを生み育てることができる職場環境に配慮した中小企業・小規模企業の育成及び支援を図ること。
- 十一 まちづくりの観点に立った商業の集積の促進及び本県の特性である豊かな自然その他の地域資源を活用した観光、地場産業等の振興を通じ、中小企業・小規模企業の育成を図ること。
- 十二 本県を取り巻く市場及び産業の動向に応じた成長産業の振興を複合的に強化し、中小企業・小規模企業の参入に向けた支援を図ること。
- 2 前項に規定するもののほか、県は、東日本大震災からの中小企業・小規模企業の復興再生に向けて、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。
- 一 被災した事業者の事業継続及び事業再開のため、産業インフラの整備並びに施設等の復旧及び整備すること。
- 二 観光、県産品等の風評払拭及び東日本大震災の記憶の風化防止に努めること。

- 三 深刻な被害を受けた中小企業・小規模企業の経営基盤の強化のため、国内外における市場の開拓及び国外における円滑な事業の展開の支援を図ること。
- 四 原子力に依存しない再生可能エネルギーを中心とした産業構造の確立を図ること。
- 五 最先端の医療関連産業の集積を図ること。
(平二五条例七一・平二九条例四二・一部改正)

(基本計画の策定)

第九条 知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策(農林水産業を営む中小企業・小規模企業に関するもの)を除く。次項において同じ。)を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとし、必要に応じ見直すものとする。
- 3 知事は、基本計画を策定し、又は見直しするに当たっては、福島県中小企業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(平二九条例四二・一部改正)

(市町村に対する支援)

第十条 県は、市町村が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(平二九条例四二・一部改正)

(財政上の措置等)

第十二条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため必要な財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二九条例四二・一部改正)

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて講じた施策について報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第七一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年条例第四二号)

この条例は、公布の日から施行する。